

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第五十二条の二第二項に規定する奈良県営住宅の駐車場の利用料金の額を次のとおり承認しました。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

区 分	利 用 料 金
紀 寺 県営住宅	二、二〇〇円
売 間 〃	三、〇〇〇円
北 和 〃	四、〇〇〇円
姫 寺 〃	二、四〇〇円
平 城 〃	二、二〇〇円
六条山 〃	二、五〇〇円
稗 田 〃	二、五〇〇円
阿 部 〃	一、七〇〇円